



## 謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い致します。昨年は、第三次安倍内閣の第2ステージとして「新三本の矢」の実現に向けた取り組みがスタートし、大企業を中心とした景気の緩やかな回復が見られましたが、中小企業への影響、個人消費の冷え込みといった点では不十分なまま本年を迎えました。世界的にも株安傾向にあり、先行きはまだまだ不安が残る新年のスタートとなりました。

さて、昨年12月に発表された平成28年度税制改正大綱では、経済界からの要請の強かった法人税率の早期引き下げを中心に、財源確保のための課税ベース引き上げ施策が盛り込まれました。また、消費税増税時の軽減税率導入についても、自公調整の末、対象品目とインボイス制度の導入が決定しました。生産性向上設備投資促進税制については、創設時に決定した廃止期限どおり、即時償却は本年3月31日取得分を持って終了し、平成29年3月31日までの1年間は特別償却等を縮減して完全終了となります。その他、地方創生の推進のための支援措置、国際的な租税回避の取り締まり強化などが行われています。マイナンバー制度の運用も本年から開始されました。以下、主な改正項目を紹介します。

### 法人課税

#### 1. 法人税率の引き下げ

法人税率	課税所得	平成27年4月1日 以後開始事業年度	平成28年4月1日 以後開始事業年度	平成30年4月1日 以後開始事業年度
全法人	全額	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人	年800万円超部分	23.9%	23.4%	23.2%
	年800万円以下部分	15%	15%	19%?
実効税率		32.11%	29.97%	29.74%

中小法人（期末資本金額が1億円以下の法人）については、平成28年度末まで軽減税率が適用されているが、平成29年度税制改正での延長されるか否かは不明である。

#### 2. 減価償却方法の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物等の償却方法について、定率法を廃止し、定額法等とする。これにより償却速度が低減することとなる。

#### 3. 生産性向上設備投資促進税制の廃止・固定資産税の軽減措置の創設

法人税・所得税の特別償却及び税額控除制度は適用期限の平成29年3月31日をもって廃止する。これにより、即時償却制度は平成28年3月31日までの取得分に適用があり、その後1年間は償却率等が縮減される。なお、中小企業生産性向上法（仮称）の制定を前提に、同法施行日から平成31年3月31日までに一定の機械及び装置を取得した場合には、その固定資産税について3年間2分の1とする措置が講じられた。

#### 4. 企業版ふるさと納税の導入

国が認定する対象事業の枠組を整備し、現行の損金算入措置に加えて、寄附金額の約6割の負担を軽減する。



## 資産課税

### 1. 三世帯同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入

所有する居住用家屋について一定の三世帯同居改修工事をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合を住宅ローン控除の対象とする。控除期間は5年間とし、従来の増改築等の控除制度との選択適用とする。

①一定の三世帯同居改修工事費用（上限250万円）に相当する部分：2%

②①以外の部分（上記とあわせて上限1000万円）に相当する部分：1%

また、住宅ローンを組まない場合でも、あらかじめ定められた「標準的な工事費用の額（上限250万円）」の10%の税額控除制度を創設する。

### 2. 相続により取得した空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入

相続により生じた、旧耐震基準しか満たさない等、一定の空き家を、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上でその家屋又は土地を売却した場合、その譲渡所得について3000万円まで非課税とする制度を設ける。ただし、譲渡対価1億円以下、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡に限られる。

## 個人所得課税

### 1. セルフメディケーションの推進

現行の医療費控除との選択により、平成29年1月1日から平成33年12月31日の間に自己及び扶養親族が特定健康診査、予防接種、定期健診、健康診査、がん検診の取り組みをし、その取り組みに係る一定のスイッチOTC医薬品の購入を行った場合、年間1万2千円を超える部分（上限8万8千円）の金額について所得控除を設ける。一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいう。これまで一定額以上の医療費が発生した場合に適用があった医療費控除であるが、スイッチOTC医薬品については10万円未満でも適用されることとなる。

### 2. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引き上げる。

## 消費税・車体課税

### 1. 消費税

消費税率10%への引上げを平成29年4月に確実に実施する。同時に軽減税率（8%）の導入及びインボイス制度の段階的な導入を実施する。軽減税率の対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」とされた。

### 2. 車体課税

自動車取得税が平成29年4月1日に廃止されることに代え、同日から自動車税及び軽自動車税について、環境性能に応じた税負担とする制度に改められる。